





当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

植松（七三） f)	地滑り	次の図のとおり	十日市川（ 八五六一隣 f)
			土石流
		次の図のとおり	十日市川（ 八五六一隣 f)
			土石流
			次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担